

## ○美里町議会モニター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、美里町議会基本条例（令和5年条例第25号）第12条第2項の規定に基づく美里町議会モニター（以下「議会モニター」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

### (定員)

第2条 議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、増員することができる。

### (要件)

第3条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢18歳以上で町内在住または在勤している者、ただし国または地方公共団体の議員（過去に議員だった者）や公務員ではない者
- (2) 町議会の仕組み及び運営に関心がある者
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心がある者

### (職務)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われる場合を除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条に同じ。）により提出する。
- (2) 美里町議会だより及び美里町議会ホームページに関する意見を文書により提出する。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に協力する。
- (4) 町議会議員と年1回以上の意見交換を行う。
- (5) その他議長が必要と認める事項に協力する。

### (提出された提言等の公表)

第5条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させる。

2 前項の規定による検討結果は、当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表する。

### (募集方法)

第6条 議会モニターは、公募する。ただし、議長の判断により、団体等に対し適任者の推薦を依頼することができる。

### (委嘱)

第7条 議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニター

の公平性を配慮しなければならない。

(解任)

第8条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき
- (2) 議会モニターから辞任の申し出があったとき
- (3) その他議長が必要と認めるとき

(任期)

第9条 議会モニターの任期は、2年とし再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 議会モニターは、無報酬とする。ただし、第4条第1項第4号に出席した場合は費用弁償を支払うこととする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。